

議案第 8 号

鳥取県スポーツ振興計画の策定について

鳥取県スポーツ振興計画の策定について、別添のとおり提出します。

平成 2 1 年 3 月 2 0 日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県スポーツ振興計画の概要について

1 計画策定の根拠

スポーツ振興法第4条第3項の規定に基づき、平成20年度に「鳥取県スポーツ振興計画」を策定するものである。

【スポーツ振興法第4条第3項（抜粋）】

都道府県の教育委員会は、第1項の基本的計画（注：文部科学大臣が定める計画）を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

2 計画の概要

(1) 基本的な考え方（目的）

様々な年代の人々の豊かなスポーツライフの実現と心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築を目指す。

(2) スポーツ振興の方向性と主要施策

区分	学校体育・スポーツ活動の充実	生涯スポーツの充実	競技スポーツの総合的な向上
主要課題	<p>【子どもたちの体力・運動能力は】</p> <p>屋外での運動や遊び等身体を動かす機会が減少し、体力・運動能力の低下傾向が続いている。</p> <p>運動部活動等で活発に活動する子とほとんど運動しない子の二極化の傾向がある。</p>	<p>【普段運動を意識していますか】</p> <p>地域でスポーツをする時の受皿（体制・指導者等）が少なく、スポーツする人の割合も低い。</p> <p>運動・スポーツ実施率 平成16年度調査結果 本県 44.3% 全国 38.5%</p>	<p>【競技者の育成強化は】</p> <p>国民体育大会等における競技力の低迷（選手層の薄さ等）が続いている。</p> <p>国民体育大会の総合成績 平成20年度：46位 平成19年度：43位</p>
方向性	生涯にわたってスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培う。	県民の誰もが、いつでも、どこでも、生涯を通じてスポーツを気軽に楽しむことができる生涯スポーツの振興を目指す。	県民に夢や感動を与え、スポーツ活動意欲を喚起させたり、全国や世界で活躍できる選手の育成を図る。
主要施策	<p>体育の授業や体育的行事の一層の充実</p> <p>体力・運動能力の向上</p> <p>運動部活動などの活性化</p> <p>学校体育施設環境の充実と開放促進</p>	<p>地域におけるスポーツ活動の活性化</p> <p>スポーツ環境の充実</p> <p>生涯スポーツ関連事業の充実</p> <p>高齢者・障害者スポーツの振興</p> <p>少年期のスポーツ活動の充実</p> <p>健康づくりの推進</p> <p>関係部局等との連携</p>	<p>推進組織の充実及び連携</p> <p>指導体制の確立</p> <p>選手の確保と育成強化</p> <p>スポーツ医・科学の積極的導入及びその活用</p> <p>スポーツ交際交流の推進</p> <p>競技力向上に係る諸条件の整備充実</p> <p>競技スポーツに対する県民意識の高揚</p>
目標		運動・スポーツ実施率50%以上	国体において総合成績30位台の定着

(3) 計画の期間

・平成21年度～平成30年度（10カ年計画）

（前期：平成21年度～平成25年度、後期：平成26年度～平成30年度）

・前期末時点（平成25年度）で振興計画の進捗状況等を評価。

必要に応じて後期振興計画の見直しを行う。

3 参考（今までの検討経緯）

期 日	検 討 状 況 等
平成20年 1月～	スポーツセンターと体育保健課で内部協議開始
3月 5日	平成19年度第2回生涯学習分科会兼社会教育委員会で審議 議事：鳥取県スポーツ振興計画の策定について
7月22日	平成20年度第2回生涯学習分科会兼社会教育委員会で審議 議事：鳥取県スポーツ振興計画について
7月25日	鳥取県教育審議会（第5回）で概要説明 報告：鳥取県スポーツ振興計画の策定について
9月 9日	9月定例教育委員会で協議 協議事項：鳥取県スポーツ振興計画（案）について
10月14日～ 11月 7日	パブリックコメントを実施
11月14日	11月定例教育委員会で報告 報告事項：鳥取県スポーツ振興計画案に係るパブリックコメントの実施について
11月27日	県議会教育民生常任委員会に報告 報告事項：鳥取県スポーツ振興計画案に係るパブリックコメントの結果について
12月 3日	平成20年度第3回生涯学習分科会兼社会教育委員会で審議 議事：鳥取県スポーツ振興計画について
21年 1月22日	1月定例教育委員会で協議 協議事項：鳥取県スポーツ振興計画（案）について
3月 4日	平成20年度第4回生涯学習分科会兼社会教育委員会で審議 議事：鳥取県スポーツ振興計画について（最終案）

鳥取県スポーツ振興計画

～豊かなスポーツライフの実現に向けて～



平成21年3月

鳥取県教育委員会

策定に当たって

教育長の写真

鳥取県教育委員会教育長

中永 廣樹

目 次

鳥取県スポーツ振興計画の概要

- 1 鳥取県スポーツ振興計画の体系 P 1
- 2 スポーツ振興の基本的な考え方 P 2
- 3 振興計画の特徴 P 2
- 4 振興計画の期間 P 2

学校体育・スポーツ活動の充実

- 1 学校体育・スポーツ活動の現状と課題 P 3
- 2 学校体育・スポーツ活動の充実方策 P 6

生涯スポーツの充実

- 1 生涯スポーツの現状と課題 P 10
- 2 生涯スポーツの充実方策 P 12

競技スポーツの総合的な向上

- 1 競技スポーツの現状と課題 P 17
- 2 競技スポーツの充実方策 P 19

参考資料

- 用語解説 P 23

鳥取県スポーツ振興計画の概要

1 鳥取県スポーツ振興計画の体系

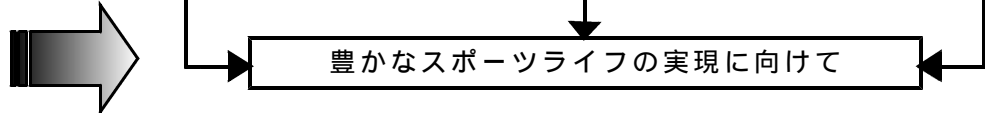
鳥取県のスポーツ振興の方向性

方針

主要施策



目的



2 スポーツ振興の基本的な考え方

少子化・高齢化といった県民の生活を取り巻く社会の変化や、本県におけるスポーツの現状と課題などを踏まえたとき、スポーツが、生涯にわたり心身ともに健全な生活を営む上で不可欠なものとして、ますますその重要性が高まってくると考えられます。

県民が「スポーツをする」ことにより、他の人と交流を深めたり、ルールが学べるなど、自分自身を高め、健康づくりや生きがいづくりへと繋げることができます。また、「スポーツを見たり聞いたりする」ことにより、感動を味わったり、勇気や希望や夢を持つことができます。さらに、「スポーツを支える」ことにより地域等への連帯感や達成感・充実感を共に得ることができます。スポーツには人それぞれのスタイルがありますが、スポーツが文化として定着するよう今後更なるスポーツ振興を図ることが必要と考えます。

今後は、県民が生涯を通じて欠くことのできない文化の一つとして、スポーツを生活の中に定着させることや、健康的な生活を営むために自主的にスポーツに取り組むことができる環境の整備が必要となります。

そのため、様々な年代の人々の豊かなスポーツライフの実現をめざし、心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築に向けたスポーツ振興計画を立案しました。

3 振興計画の特徴

- (1) 県全体のスポーツ振興に関する基本的な計画であり、県民が一体となり、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれとでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指す計画です。
- (2) 県民一人ひとりが地域で活動する際の基本計画として、自主的、積極的な参加を促す計画です。
- (3) 計画の実施にあたっては、県だけではなく市町村及び各種スポーツ団体並びに県民が相互に協力しながら推進するものです。

4 振興計画の期間

平成21年度(2009年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)を最終目標年度とする10ヶ年計画であり、前期を平成21年度から平成25年度(2013年度)まで、後期は平成26年度(2014年度)から平成30年度までとしています。

また、前期末時点で振興計画の進捗状況等を点検評価し、必要に応じて後期振興計画の見直しを行います。

学校体育・スポーツ活動の充実

1 学校体育・スポーツ活動の現状と課題

学校体育・スポーツ活動は、児童生徒の豊かな学校生活の創造をはじめ、生涯にわたるスポーツライフの基礎を培う上で重要な教育活動です。

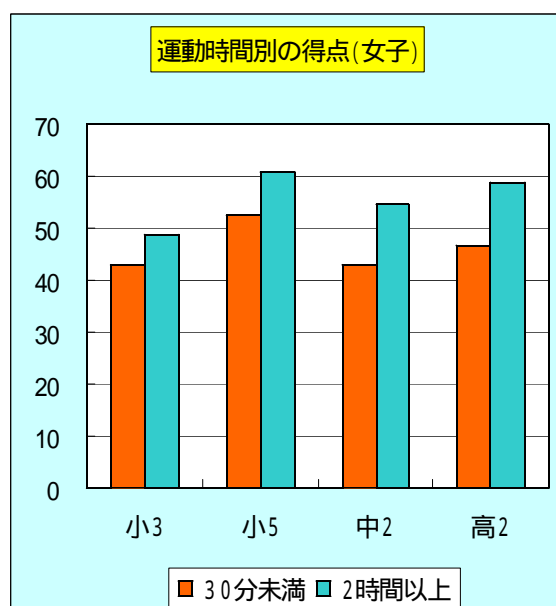
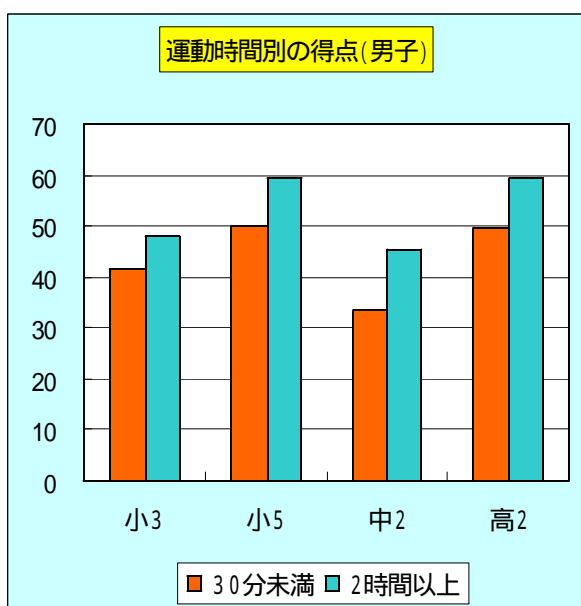
近年、生活環境や生活行動等の変化にともない、体を動かす機会の減少などによる体力の低下や生活習慣の乱れ、ストレスの増大など、児童生徒の心身への影響が深刻化しています。

こうした課題に対して、各学校で実施されている新体力テスト(1)の結果が全種目で全国平均を上回り、上昇傾向になることを基本目標に、体育の授業や運動部活動をはじめ教育活動全体を通して、児童生徒の体力の向上や豊かな人間性の育成、また、運動やスポーツの楽しさや喜びを享受することにより、生涯にわたってスポーツに親しむ資質を育成することが必要と考えます。

【児童生徒の体力・運動能力】

児童生徒の体力・運動能力は、「生きる力」の源であり、基盤をなすものです。しかし、昭和60年ごろから低下傾向がつづき、その向上を図ることが重要な課題になっています。こうした児童生徒の体力・運動能力の低下は、外遊びや運動・スポーツ活動の時間の減少、生活環境の変化と生活習慣の乱れなど、様々な要因が絡み合っているものと推測されます。

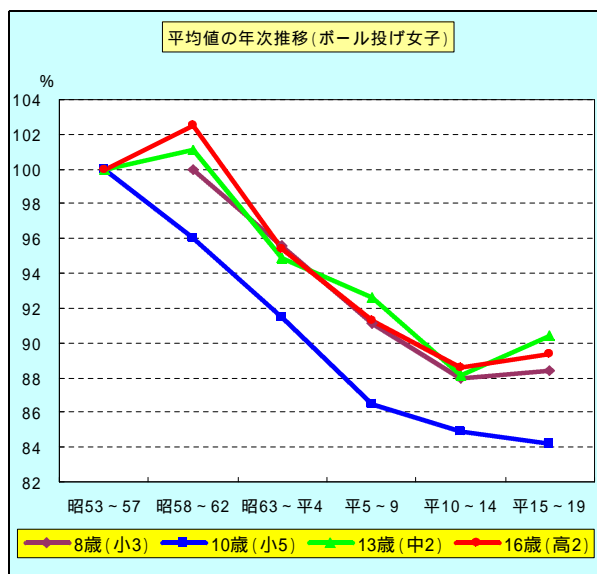
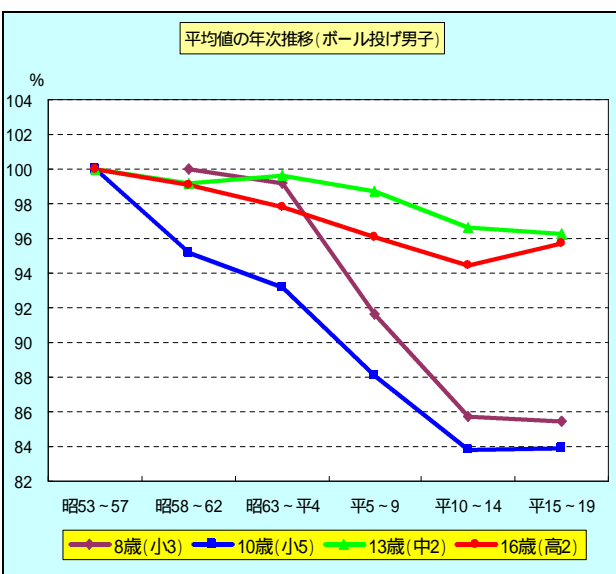
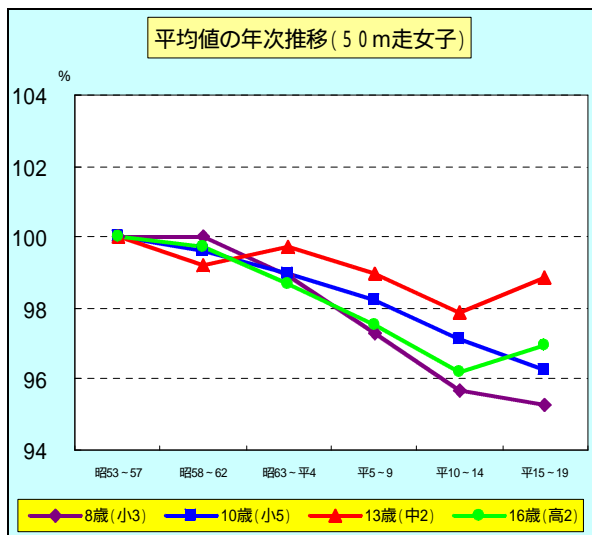
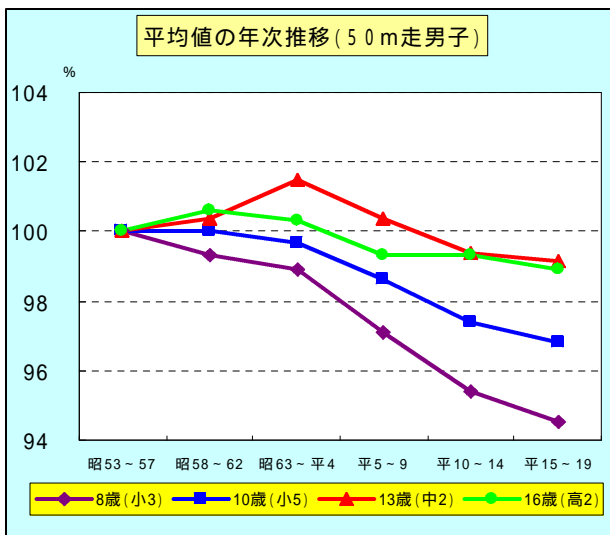
< 1日の運動時間と新体力テスト合計点の関係 >



平成19年度児童生徒の体力づくりより

1日の運動時間が30分未満と2時間以上のものの合計点を比較したグラフです。各学年男女とも2時間以上運動する群が30分未満の群を10点程度上回っています。

< 新体力テスト（50m走・ボール投げ）の平均値の年次推移 >



平成19年度児童生徒の体力づくりより

昭和53年から57年 < 8歳(小3) のボール投げについては昭和58年から62年 > の5年間平均値を100として、以後5年間の平均値の割合を示したグラフです。低下傾向に若干の歯止めがかかりつつある種目や学年があるものの、多くの学年で低下傾向が続いています。

こうした現状を踏まえ、これからは子どもが生涯にわたって健康で豊かな生活を送る基礎を身につけるといった観点から、体力向上のための総合的な方針に早急に取り組む必要があります。

【体育・保健体育学習】

新学習指導要領(2)では、「生きる力」を育むという理念を継承するとともに、変化の激しい社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた教育の必要性が求められています。さらに、近年の子どもの体力低下や運動習慣の二極化傾向についての指摘を踏まえ、体育・保健体育学習の充実が一層求められています。しかしながら、体育学習の改善に向けては、各校種に

において教育課程連絡協議会や学校体育研究団体に情報交換等を行っているものの、相互の連携がスムーズに行われているとは言えない状況です。

今後は、12年間を見通した系統性のある体育学習により、すべての子どもが体力を高め、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を培うことが重要な課題です。

【運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）】

運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む。以下同様とする。）は、児童生徒が学級や学年を離れて自発的・自主的に活動を展開することにより、協調性や責任感など豊かな人間性を育むとともに、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかでたくましい心や体を育むなど、子どもたちの心身の健全な発達に大きな貢献をしています。また、活動を通してより多くの友だちとふれあうことができるなど豊かな学校生活を送る上で大きな役割を果たしています。

しかし、少子化による児童生徒数の減少や価値観の多様化によるスポーツ・運動部活動への参加者数の減少、顧問や指導者の多忙化や専門的知識や技能を持った人材の不足などにより、休・廃部になる運動部があることや入部したい種目の運動部がないこと、大会に勝つことのみを重視した指導などが課題となっています。

今後の運動部活動においては、鳥取県スポーツ振興審議会提言「今後の運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）の在り方について」（平成12年3月23日）を参考にしながらも、児童生徒の発達段階等に配慮したきめ細やかな指導が必要です。そのためには、指導者を育成するとともに、学校や保護者・地域等と十分に連携した活動が望まれます。

参考

＜鳥取県スポーツ振興審議会提言（平成12年3月23日）より抜粋＞

小学生スポーツの活動内容について

（1）活動日数・活動内容等

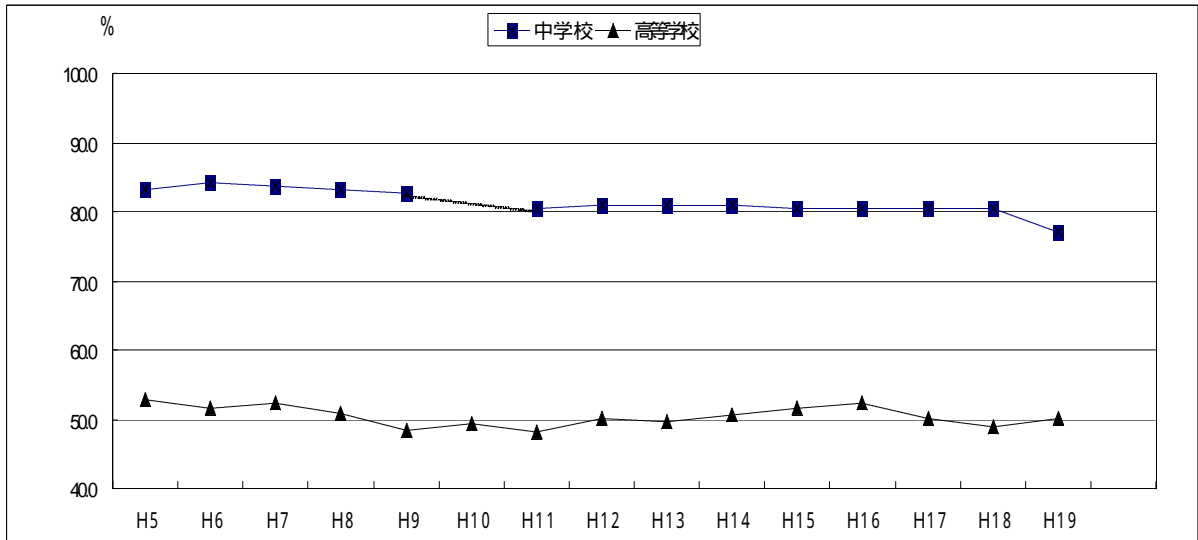
（指針）	活動日数	多くても週3～4日程度
	活動時間	平日：2時間を超えない程度 休業日：3時間を超えない程度

青少年育成の理念（仲間との交流、奉仕作業等）に基づいた活動の充実が望まれる。

（2）スポーツ大会の参加

- ・体力的に無理のないよう配慮し、大会参加や練習試合等を計画的に行うことが必要である。
- ・勝ち負けだけでなく、友達との交流など、小学生にとって意義のある大会となるよう、関係者が意識を持って行動することが大切である。

< 中学校・高等学校運動部活動加入率の推移 >



中学校においては、平成11年度からはほぼ横ばい。平成19年度は減少。
(平成18年度までは県教育委員会調査<5月1日現在>、平成19年度からは
県中体連調査<6月1日現在>による。)

高等学校においては、平成11年度までは下降傾向にあったが、それ以降
やや上昇傾向。平成17年度以降は横ばい。(平成16年度までは県教育委
員会調査<5月1日現在>、平成17年度からは県高体連調査<6月1日現在>によ
る。)

< 全国調査との比較 >

「中学校」...全国平均66.9% (平成19年6月：全国中体連集計) 鳥取県平均77.1% (平成19年6月：県中体連集計)
「高等学校」...全国平均36.5% (平成19年8月：全国高体連集計) 鳥取県平均50.2% (平成19年5月：県高体連集計)

【学校体育施設】

学校体育施設の開放は、地域のコミュニケーションの場となることはもとより、子どもが安心して運動・遊びができる環境を提供するうえでも重要なことです。今後、地域に開かれた学校づくりを目指す上では、学校施設の余剰部分を地域に開放するといった考えではなく、学校体育施設の共同利用化といった観点から、運動に親しみやすい環境づくりと積極的な開放促進等、地域の教育活動の発展に主導的役割を果たすことが望まれています。

2 学校体育・スポーツ活動の充実方策

(1) 体育の授業や体育的行事の一層の充実

新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習の実践

新学習指導要領では、小学校6年間では57時間、中学校3年間で45時間の「体育」の授業時間が増加します。

これは、現在指摘されている子どもの体力の低下や運動習慣の二極化などの問題を解決することをねらいとしており、小学校低学年から「体

づくり運動」を取り扱うことや中学校2年生までに多くの運動種目を体験させることを規定しています。それにより、バランスのとれた体力向上とともに、様々な身体活動の基礎となる動きの習得が期待されており、趣旨に沿った授業実践ができるよう支援していきます。

カリキュラムの工夫改善

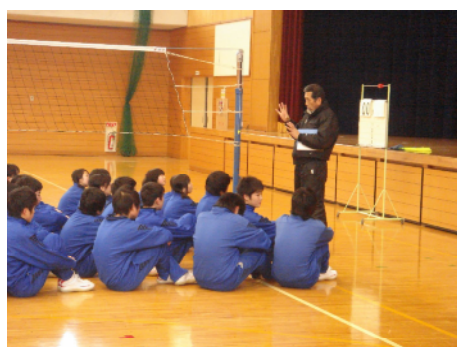
児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わうとともに、自己の能力に応じた運動課題を解決する態度を育成します。そのため、学び方や運動技能の系統性を考慮し特色ある年間指導計画や単元計画の作成、創意工夫した教科指導の実践に努めます。また、地域や学校の実態に応じて自然との関わりの深いスポーツ活動を奨励します。

小・中・高が連携した体育学習

小学校では、運動に対する興味・関心・意欲を育てるとともに、運動が好きになり、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ続けることができるように、その支えとなる力を身につけるよう努めます。

中・高等学校では、様々な運動の中から自己の能力・適正、興味・関心等に応じて選択する能力を育成するとともに、自発的・自主的な運動への取り組み方や運動の楽しさを深く味わうための学習のしかた等、生涯にわたって運動やスポーツを計画的、継続的に親しんでいくための力を育成するよう努めます。

また、各学校種の授業を相互に公開したり、中学校区規模の範囲で、小・中・高等学校が地域の実態に応じた連携を推進するよう努めます。



< 体育の授業（中学） >

教員の指導力向上

公開授業や研究授業など、校内での研修活動を充実させるとともに、児童生徒の実態に応じた実技指導講習会や体育指導についての専門家を招へいた講習会の一層の充実、体育学習の参考資料の作成配布などにより、教員の指導力の向上を図ります。



< 実技指導者講習会 >

学校体育研究団体間の連携促進

各学校種でそれぞれで活動している学校体育研究団体が、12年間を見通した体育学習の観点から連携できるよう、学校体育研究連合会の育成・支援に努めます。

体育的行事の促進

体育的行事は、取り組む過程も含めて、児童生徒の体力向上につながる活動であるとともに、人間関係が希薄化している傾向の中にあって、学年の枠をこえた異年齢間の交流やクラスの仲間との活動は連帯感や協

調性、思いやりの精神を培う上で、学校教育の中でも重要な活動です。

また、より充実した学校行事を推進するため、地域住民の参加や、ボランティアによる行事への協力、さらに、児童生徒が地域のスポーツ大会に参加できる体制づくりなど、地域と連携した体育的行事の活性化に取り組めます。

(2) 体力・運動能力の向上

体力テストの分析と活用

本県では平成10年度から「新体力テスト」を全校で実施し、児童生徒の日常生活の属性調査も含めて測定値の分析を大学研究者等と連携を図り行っています。また、平成15年度からは、体力と生活習慣との関連を調査し分析しています。

各学校において体力テストの結果を分析する場合、昨年との比較や全国・県平均との比較だけでなく、生活習慣との関連で評価したり、体力に関する意識調査を行い、体力に関する意識との関連で評価するなど、多元的な評価に取り組めるよう支援します。

基礎体力の向上をめざした学校教育活動

体力テストを積極的に実施し、児童生徒の体力の現状把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、体育学習や総合的な学習の時間、体育的行事、運動部活動など、学校教育活動全体を通して、創意工夫をこらした体力づくりの取組の充実を図れるよう支援します。

体力向上キャンペーン活動の充実

メディアや広報紙、スポーツ選手等を活用した体力向上に向けたキャンペーン活動や、学校・家庭・地域が連携し、生活習慣の改善も含め、子どもの体力向上を目指したキャンペーン活動を実施し、スポーツ活動を行う習慣づくりに努めます。

幼児期における運動遊びの充実

子どもの発達段階に於いて、幼児期に運動遊びを通して様々な動きを獲得することは、大変重要です。運動遊びをする環境が少なくなっている現在、運動遊びや運動の機会を紹介したり、幼児期における運動遊びの重要性を啓発したりするなど、幼児の運動への興味関心を高めるとともに、充実した運動遊びができる環境づくりに努めます。



< 幼稚園での運動遊び >

健康教育の充実と生活習慣の改善

「生活習慣チェックリスト(3)」などを活用することにより、児童生徒の主体的な生活習慣の改善を図るとともに、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠という「健康の3原則」を徹底させるなど、健康教育の充実と家庭への啓発を図ります。

(3) 運動部活動などの活性化

運動部活動の運営の改善充実

生徒の多様なニーズに対応するため、運動部活動の新たな形態（複数種目制など）を検討したり、学校や地域の実態等に応じて、複数合同による練習や大会参加などを推進します。



< 部活動（高校） >

指導者の指導力向上

運動部活動を担当する教職員をはじめ、運動部活動や小学生のスポーツ活動に携わる地域の指導者を対象に、指導法や安全対策、競技力向上策を学んだり、優秀な指導者を招へいするなど、実技講習会や研修会の充実を図ります。また、運動部活動に情熱をもって取り組む指導者の育成確保に努めます。

小・中・高等学校体育連盟との連携

鳥取県小学校体育連盟及び鳥取県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）・鳥取県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）との連携・協力を促進し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。

運動部活動（小学生のスポーツ活動を含む）と地域スポーツの連携

総合型地域スポーツクラブなど、地域のスポーツクラブとの連携・協力を促進するとともに、地域のスポーツ活動や行事等の運営にボランティアとして参加するなど、多様で総合的な活動を通して児童生徒の心身の健全な発達を目指すことができるよう積極的に地域との相互交流を推進します。

地域の人材の活用

生徒に専門的な指導を提供できるように、地域におられる優れた人材の積極的な活用を推進するとともに、顧問と外部指導者との役割分担を明確にし、効率的・効果的な運営を図るなど、教職員が運動部活動に関わりやすい体制を工夫します。

< 外部指導者の活用数 >

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
中 学 校	64	78	87	82
高等学校	36	46	59	60

スポーツ国際交流の促進

スポーツによる国際交流を通し、相互理解を深め国際感覚を養うとともに、スポーツの普及・強化を図ります。

(4) 学校体育施設環境の充実と開放促進

学校と地域のよりよきパートナーシップを確立するとともに、学校体育施設が子どもたちの安全でより豊かな遊びや学習の場となり、地域のコミュニケーションの場となるよう、校庭の芝生化を含めた学校体育施設の充実や学校が主導する積極的な開放を推進します。

生涯スポーツの充実

1 生涯スポーツの現状と課題

21世紀の社会においては、健康の保持増進、体力向上などの視点からスポーツの重要性がますます高まっています。そのような中で、すべての人々が生涯の各時期において、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すことは、明るく豊かで生きがいのある生活を営むうえで大きな意義を持っています。

【運動・スポーツ実施率の向上】

平成12年度に調査された本県の運動・スポーツ実施率（成人が週1回以上運動・スポーツをする割合）は34.8%であり、全国の推定値37.2%を下回っていましたが、平成16年度の調査では、44.3%（全国推定値38.5%）と前回の調査を、9.5%上回っていました。

さらには、本県の目標である運動・スポーツ実施率を50%以上まで引き上げ、それを定着させるためには、地域スポーツの振興が不可欠であり、各市町村やスポーツ関係団体等との連携を密にし、推進組織を一層整備することが必要です。

< 運動・スポーツ実施率 >

年 度	本 県 推 定 値	全 国 推 定 値	全 国 と の 比 較
平成12年度	34.8%	37.2%	-2.4%
平成16年度	44.3%	38.5%	+5.8%

本県推定値は、鳥取県の調査による。次回は、平成21年度に調査実施予定。
全国推定値は、内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」による。

【総合型地域スポーツクラブの活性化】

地域を拠点として、複数のスポーツを、いつでも、だれでも、日常的に行うことができる「総合型地域スポーツクラブ（4）」は、平成19年度末現在、県内19市町村の内15市町で30クラブが活動しています。

今後の少子高齢化を考える時、各市町村のそれぞれの立場で、地域の実態にあったスポーツクラブの育成を進めていくことが必要です。

< 総合型地域スポーツクラブ数 >

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
クラブ数	14	22	26	30
設置市町村数	7	11	13	15

また、総合型地域スポーツクラブを含む地域のスポーツクラブを支援するための広域スポーツセンター（５）を設置し、スポーツ指導者やクラブマネージャー（６）の養成を図るとともに、スポーツリーダーバンク（７）を充実させ、有資格指導者の紹介を行ったり、スポーツクラブ間で情報が共有できるよう、広域スポーツセンターを中心としたネットワークづくりを進める必要があります。

【全国規模のイベント開催】

平成１８年度に本県で開催された「第１９回全国スポーツ・レクリエーション祭」は、全国から約９万人の皆様に参加いただき、多くの成果を得ることが出来ました。これからは、この祭典が、一過性のイベントで終わることなく、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、みんなで気軽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーションの輪を県内及び全ての世代に広げ、地域に根ざした生涯スポーツの一層の振興を図ることが必要です。

【高齢者の健康づくり】

高齢化の進む本県にとって、高齢者の健康づくり、生きがいづくりのために、スポーツは欠かせないものです。

今後は、高齢者に適したニュースポーツ（８）・軽スポーツ（９）を取り入れたスポーツプログラムを提供し、また高齢者のスポーツ参加を促すなど高齢社会に対応したスポーツ活動のあり方についての展望を構築することが必要です。

【障害者のスポーツ活動】

障害者の人たちがスポーツに接する機会が少ないという現状を考えると、積極的にスポーツ活動に参加できるような環境整備や多様なスポーツを楽しむ機会の提供、障害に配慮したスポーツ施設の整備、障害者スポーツ指導者の養成等を図ることが必要です。

【少年期のスポーツ活動】

子どもに目を向けてみると、屋外での運動や遊びの機会が減少し、体力・運動能力の低下傾向や仲間づくりが苦手な子どもが増えています。

また、スポーツ少年団などで活発に活動する子どもと学校の体育学習のみで、放課後や休みの日でもほとんど運動しない子どもに分かれるなどの課題が生じています。

少年期のスポーツ活動は、生涯を通して豊かなスポーツライフを送るために、運動の習慣化を図り、生涯を通して楽しむことのできるスポーツを獲得する上での基盤づくりの段階です。そのため、スポーツとの「良い出会い」が重要であり、スポーツの楽しさを体験させることが必要です。

従って、少年期におけるスポーツ指導者は、勝敗にこだわり過度の練習をする勝利主義ではなく、個々の子どもの発達段階に応じた練習や指導など、青少年健全育成の理念に基づいた活動を心掛けるとともに地域（学校）や保護者との連携を図ることが必要です。

【心身の健康保持】

県民の生活環境の変化や高齢社会の伸展により、生涯にわたって一人ひとりが、心身の健康を保持増進していくために、日常的・継続的な運動・スポ

ーツの実践が不可欠であり、「健康づくりとしてのスポーツ」を提唱する必要があります。

2 生涯スポーツの充実方策

(1) 地域におけるスポーツ活動の活性化

総合型地域スポーツクラブの設立及び育成

地域の中でスポーツに親しむ環境づくりとして、子どもから高齢者までさまざまな種目を楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの全県的な設立及び育成を推進します。

そのために、総合型地域スポーツクラブの意義や必要性を認識していただくための啓発促進に努めるとともに、設立、運営についてのノウハウや運営団体が組織の継続性、透明性を高め、地域でのスポーツ振興活動をより一層活発に行うために必要な情報を提供するなど(財)鳥取県体育協会(以下「県体育協会」という。)等と連携を取りながら支援します。

- ・総合型地域スポーツクラブ設立に向けての啓発活動
- ・総合型地域スポーツクラブ育成に関する支援
- ・総合型地域スポーツクラブNPO法人化の推奨



< 総合型地域スポーツクラブ >

広域スポーツセンターによる支援

総合型地域スポーツクラブの設立及び運営にあたり、スポーツ活動全般について効率的な支援をする必要があります。

このため、鳥取県教育委員会事務局スポーツ振興課(平成21年4月に鳥取県スポーツセンターを組織改正。以下「スポーツ振興課」という。)内に広域スポーツセンターを設置し、次の業務を行います。

広域スポーツセンターが行う業務

- ・広域スポーツセンター機能について検討する企画運営委員会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ関係者を対象とした連絡協議会の設置
- ・総合型地域スポーツクラブマネージャー研修会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ説明会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ育成についての市町村等への巡回指導
- ・有資格指導者等の紹介
- ・県内スポーツ関連情報ネットワークの整備

NPO法人等との連携

生涯スポーツを推進するNPO法人等と連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に努めます。

プロスポーツ団体・選手等との連携

プロスポーツ団体等においては、地域の一員として、地域の実態に即

した形でのスポーツ振興に対する貢献が期待されているところです。

このような状況を踏まえ、県としてもプロスポーツ団体等との連携を図り、トップアスリートの講演会やプロ選手によるスポーツ教室の開催など地域スポーツの普及や競技力の向上につながるよう幅広いスポーツの振興を推進します。

(2) スポーツ環境の充実

指導者の養成と活用

県民の多様化するスポーツニーズに応えるため、国が行う指導者養成事業を活用したり、関係機関・種目団体と連携を図りながら、年齢やレベル、目的に応じた指導ができる指導者の養成に努めます。

また、指導者のための研修会や講習会を広く開催し、指導者としての指導力の向上に努めます。

併せて、すでに県が設置しているスポーツリーダーバンクと広域スポーツセンターの情報ネットワーク等とを連携させ、県民が活用しやすい指導者情報の提供に努めます。

- ・指導者資格取得の奨励（種目指導者、地域スポーツ指導者等）
- ・指導者指導力向上のための研修会、講習会の開催
- ・少年スポーツ指導者の指導力向上
- ・地域指導者としての体育指導委員の資質向上
- ・スポーツリーダーバンクの充実及び活用促進

体育施設とスポーツサービスの充実

ア 県立体育施設

スポーツを通じた広範囲な人々の交流を促進するため、県立の体育施設を本県の中核的なスポーツの拠点として位置づけ、全国大会、広域ブロック大会や全県的なスポーツイベントの開催が可能となるよう全県的な立場に立った拠点施設の整備を促進します。

また、県立の体育施設は中核的なスポーツの拠点という役割だけではなく、県民の日常的なスポーツ活動を支える場として、だれもが気軽に利用できる親しみやすい施設であることも必要で、そのためにはスポーツ教室などのプログラムサービスやスポーツに関する相談体制の充実、さらには県民の日常スポーツ活動を支援するスポーツ情報の提供など、施設サービスの充実に努めます。

イ 学校体育施設

身近な地域でのスポーツ・レクリエーション活動を推進するために、また総合型地域スポーツクラブの拠点づくりの観点から、学校体育施設を「開放型」から学校と地域社会の「共同利用型」へ移行し、学校と地域が連携・協力して地域の教育力を高めるといった視点に立った取り組みを促進します。

ウ 市町村立体育施設

市町村の体育施設は、地域住民のニーズに幅広く対応し地域住民がより利用しやすい施設となるよう市町村と連携を取りながら、人にやさしい施設・設備の改修に努め、望ましい管理方法の在り方などについて検討していくことが必要です。

スポーツボランティアの確保

各種スポーツイベントや県民のスポーツ活動等に主体的に参画し支援するスポーツボランティアの確保に努めます。

スポーツ情報の提供

生涯スポーツに関する情報提供について、県の関係部局や民間の関係団体と連携して広く有用な情報発信に努めます。

(3) 生涯スポーツ関連事業の充実

鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実

従前の鳥取県民体育大会からの移行趣旨を踏まえ、子どもから高齢者までより多くの県民が競技者、運営者、応援者、スポーツボランティアなどさまざまな形で参加できる、本県最大の生涯スポーツの祭典として「鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、県民総参加型の祭典となるよう市町村や種目団体等との連携を図りながら充実していきます。



<鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭>

みんなでスポーツ「スポレクトリピーフェスタ」～全国スポレク祭開催記念～（以下「トリピーフェスタ」という。）の開催

平成18年度に全国各地からスポーツ・レクリエーションの愛好者が集う生涯スポーツの祭典「全国スポーツ・レクリエーション祭」が鳥取県で開催されました。その開催が本県の生涯スポーツ振興に多大な成果をもたらしました。その取り組みや成果を一過性のものにせず、全県において、ニュースポーツやレクリエーションスポーツの普及促進を支援し、運動・スポーツの日常化を図るとともに生涯にわたる豊かなスポーツライフや健康づくりの実現に努めるために、「トリピーフェスタ」を開催します。

スポーツ・レクリエーション団体の育成支援

県民のスポーツニーズの多様化に伴い、本県でも新たなスポーツ・レクリエーション団体が誕生している現状があります。全国スポーツ・レクリエーション祭の開催を契機に、鳥取県レクリエーション協会等との連携を図りながら、新しいスポーツ・レクリエーション団体の組織整備を支援します。

気軽に参加できるスポーツイベントの奨励

全国的なスポーツ交流イベントへの参加や、「市町村民スポーツ・レクリエーション祭」等の開催を市町村に働きかけるなど、県民に対する多様なスポーツイベントの提供に努めます。

(4) 高齢者・障害者スポーツの振興

高齢者・障害者が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及

高齢者が活力に満ちていきいきと健康な毎日を送るためには、「生活の質」のさらなる向上を図ることが必要です。

また、障害者が、全国障害者スポーツ大会・パラリンピックなどのスポーツ大会や健康づくり・体力づくりとしてのスポーツ活動など、自分の目指すレベルで主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備することが必要です。このため、市町村や種目団体、高齢者・障害者スポーツ関係団体等と連携を図りながら高齢者や障害者が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。



<健康・体力づくり体操教室>

高齢者・障害者の参加しやすいスポーツ教室の開催

鳥取県社会福祉協議会及び鳥取県障害者スポーツ協会等と連携を図りながら「トリピーフェスタ」等障害者が参加しやすい体制を構築するなど全県的な取り組みとなるよう働きかけます。

高齢者・障害者が利用しやすいスポーツ施設の整備・改善

高齢者や障害者が日常的に安心してスポーツ活動が出来るように、高齢者や障害者にも配慮した施設の整備・改善を関係者や団体に働きかけるとともに、県営施設の改善を進めます。

(5) 少年期のスポーツ活動の充実

青少年健全育成の理念に基づいた活動の奨励

少年期のスポーツ活動は、勝利を追及するだけでなく、勝者であれ、敗者であれ、お互いを認め合ったり、友情を育むなどスポーツをとおして自分自身を成長させることが大切です。また、いろいろなスポーツを体験させたり、スポーツ活動以外にも奉仕活動をさせたりするなど青少年育成の理念に基づいた活動を奨励します。

市町村及びスポーツ団体との連携による研修機会の充実

少年期のスポーツ活動は、発育・発達段階を考慮した指導が大切です。そのため、指導者の指導力の向上を図ることが重要であり、より多くの指導者が研修を積むことができるように、市町村及びスポーツ団体と連携し研修機会の充実を図ります。

少年スポーツクラブに対する支援協力体制の整備

少年期のスポーツ活動を充実させるためには、保護者、指導者、学校、地域等が連絡協議会を組織するなど、少年スポーツクラブに対する支援協力体制を整備することが必要です。

(6) 健康づくりの推進

地域における健康づくり

市町村や市町村体育指導委員協議会、社会福祉協議会及び老人クラブ連合会等と連携し、健康的な生活習慣や身体機能に応じた運動の実践を勧め、地域における健康づくりを推進します。

幼児期からの健康づくり・体力づくり

幼児期から、望ましい生活習慣を身に付けさせ、遊びや体を動かすことを通して爽快感や楽しさを実感できるような健康づくり・体力づくりを推進します。

職場における健康づくり・体力づくり

職場でのストレスなどによる精神的疲労や肉体的疲労、生活習慣病やメタボリックシンドローム（ 10 ）予防として、手軽に出来るウォーキングや体操、軽スポーツなど個人や職場全体での継続的な運動・スポーツを通しての健康管理・健康づくり・体力づくりを推奨します。

運動・健康に対する意識改革

適度に体を動かすことは、健康づくりにつながります。普段、何気なく行っている日常生活の中に運動につながっている行動はないか考えてみるのが大切です。

また、運動は身構えて行うものではなく、身近で手軽にできるものであるというように、運動に対する意識改革をしていくと共に、普段から運動する事を意識する習慣を身につける必要があります。

< 日常生活を見直してみませんか？ >

ア「通勤を見直してみる」

一つ前のバス停で降りて歩くなど徒歩や自転車の時間を入れてみる。

イ「昼の休憩時間を見直してみる」

職場の近くをウォーキングやランニングしてみる。

キャッチボールなど軽く運動やスポーツを試してみる。

ウ「犬の散歩を見直してみる」

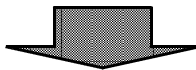
犬だけではなく自分自身のウォーキングと意識を変える。

エ「買い物を見直してみる」

自転車や徒歩の買い物をサイクリング・ウォーキングと意識を変える。

オ「朝・夕・夜の時間を見直してみる」

ウォーキングやランニングを入れてみる。（週に何日間でも）



運動・スポーツ実施率の向上

環境整備

個人を取り巻く、家庭・地域・学校・職場などが連携し、一人ひとりの取組みを支援していくために県民の意識向上を図り、余暇時間の有効的な活用を進めます。

(7) 関係部局等の連携

総合的・効果的なスポーツ行政の推進にあたり、社会福祉・健康づくりやまちづくり等のスポーツ活動に資する施策を行う関係部局等との連携・協力を図ります。

競技スポーツの総合的な向上

1 競技スポーツの現状と課題

スポーツ活動そのものを楽しむだけでなく、各種大会に参加したり、自己の限界に挑戦し、記録や技術の向上を目指す競技スポーツは、達成感や仲間との連帯感を醸成するなど大きな意義を持っています。

自分自身の努力や練習によって記録や技術が向上していくことは、スポーツ活動を通して自己を実現できる貴重な機会でもあります。

このようなスポーツとの関わりの中で、トップアスリートの姿に夢を託し、あるいは自身の姿とオーバーラップさせる等して、競技スポーツは人々に大きな夢や希望、感動や勇気を与えるものです。

いうまでもなく、目の前で繰り広げられる競技大会等に、本県出身の身近な選手が存在するとなればなおさらです。

すなわち、競技スポーツの振興は、県民のスポーツに対する関心や意欲を高めるだけでなく、多くの県民に夢と希望、感動と勇気を与え、郷土愛を育むとともに、本県の活性化にも大きく寄与するものでもあります。

【国民体育大会をはじめとする各種全国大会等における近年の状況】

近年の国民体育大会をはじめとする各種全国大会等の成績から本県の競技スポーツを取り巻く状況を見ると、一部の競技での活躍は見られるものの、決して満足できる結果を残しているわけではありません。

< 近年の国民体育大会における成績の推移 >

	静岡国体 平成15年	埼玉国体 平成16年	岡山国体 平成17年	兵庫国体 平成18年	秋田国体 平成19年
総合成績	42位	42位	39位	45位	43位

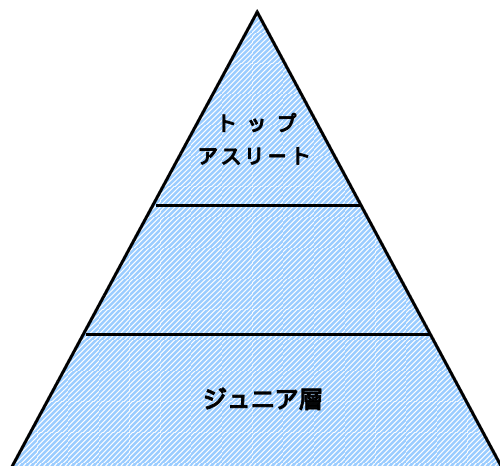
< 近年の全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会における入賞種目数の推移 >

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全国高等学校 総合体育大会	4(団体) 5(個人)	4(団体) 5(個人)	2(団体) 7(個人)	2(団体) 12(個人)	4(団体) 11(個人)
全国中学校 体育大会	2(団体) 6(個人)	2(団体) 4(個人)	1(団体) 2(個人)	1(団体) 1(個人)	1(団体) 2(個人)

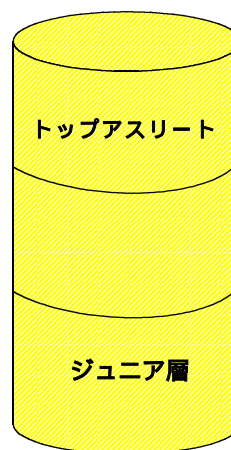
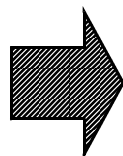
今後は、競技力の指標の一つである国民体育大会において、総合成績30位台の定着を図るとともに、高校生・中学生等の全国大会で多くの入賞実績を残すためには、各競技団体・関係機関等と連携を図りながら競技力を高める取り組みを行っていく必要があります。

【選手の育成と指導体制】

人口が少ない本県にとって選手層の薄さは恒久的な課題であり、一般的な山型（ピラミッド型）の強化体制に頼っていたのでは、なかなか高い頂上を得ることはできません。このような中で、いかに円筒形に近い形で強化を推進していくかを考えていく必要があります。



〔一般的な考え方〕
底辺を広げて山を高くする



〔本県における考え方〕
底辺の広がりには限界がある
ので大切に育成する

そして、少ない選手の中から少しでも多くの優秀な選手を輩出するためには、選手育成・選手強化の段階において適切な指導ができる優秀な指導者の育成と確保が必要となります。

しかも、各年代の選手を指導する指導者の間で十分な意思統一がなされ、その上に成り立った「一貫指導体制」によって、計画的・効率的に選手の育成と強化が図られなければなりません。

このような体制の下、素晴らしい指導者に育てられた選手が、将来、自ら指導者として鳥取県へ帰り、また選手の育成に携わっていくという好循環を生み出す必要があります。

【競技力向上のための環境整備】

指導体制が有効かつ円滑に機能するためには、指導者や選手を取り巻く諸条件や環境が整備されることも必要になってきます。

実践経験を積むための対外試合等も、他県に比べて多くの時間と経費を要する本県の立地条件から考えると決して充分とは言えません。また、社会人の受け皿となる企業も少なく、少子化や価値観の多様化等に伴う競技スポーツ離れが加速する中、本県の競技スポーツは、ますます厳しい状況を迎えることが予想されます。

【関係団体との連携強化】

本県競技力の総合的なレベルアップを図るために、県、市町村、県体育協会、各競技団体や関係機関が連携し、中・長期的な展望に立った一貫性のある競技力向上策を推進していく必要があります。

2 競技スポーツの充実方策

(1) 推進組織の充実及び連携

県体育協会との連携・加盟競技団体の充実

競技力向上に携わる県体育協会と連携を図りながら、競技団体の充実並びに選手強化のための体制づくりを支援します。

中・高等学校体育連盟との連携支援

効率的な少年強化事業を推進するため、県中体連、県高体連及び競技団体とが密接な連携を図れるよう支援します。

スポーツ振興課による支援の充実

スポーツ振興課での、競技スポーツに関する相談や研修、情報提供等の支援活動を強化します。

ジュニア層の育成強化

ジュニア（児童・生徒）層の育成・強化を図るため、関係機関等（学校、総合型地域スポーツクラブ、ジュニアクラブ等）との連携を進め、競技に対して、関心・意欲や技能の高い児童・生徒をさらに伸ばすよう努めます。

(2) 指導体制の確立

一貫指導体制の確立と指導者との連携強化

ジュニア期（小～高）を通して発達段階に応じた一貫指導が行えるよう、競技スポーツ関係者の連携・協力が図れる指導体制の整備を推進します。

ア 競技団体における強化指導体制の確立

選手育成・選手強化事業を効果的に推進するためには、各競技団体がマネージメントコーチやジュニア各期担当コーチ、成年担当コーチ等の各種別コーチをはじめ、スポーツドクター、トレーナー等の強化スタッフを配置するなど、組織としての強化体制の確立が望まれることから、これらの体制作りを支援します。

イ 競技者育成プログラムの作成

各競技ごとに競技団体関係者や小・中・高等学校の指導者（教職員、外部指導者等）が一貫した指導理念のもとに、長期的、計画的な育成・強化を行うための研修交流を行い、共通理念に基づいた「競技者育成プログラム」の作成を働きかけます。

ウ 競技団体間における指導者交流会議等の開催

競技の枠を越えた指導者間の交流会議等を開催し、強化の実際的知識・技能情報や有望選手の発掘方法等について情報交換を行なうなど、競技団体間の連携が図れるよう支援します。

指導者の養成と確保及びその活用

科学的なデータに基づく指導、最新技術の研究や的確な情報の収集・分析を行なうことができる資質の高い指導者の養成と確保に努めます。

ア 指導者研修会の充実

指導者を対象に、体系的なコーチングの理論研修や実習を含むスポーツセミナーを開催する等、高度な指導知識と的確な情報を確保できる能力の開発に努めます。

イ アドバイザーコーチの招へい

全国トップレベルの優秀な指導者をアドバイザーコーチとして年間を通して計画的に招へいし、技術・戦術等について指導を受けることにより、競技力の向上と指導者の指導力向上を図ります。

ウ 指導者認定制度の活用

(財)日本体育協会公認指導者資格制度による資格取得を促し、競技団体との連携による計画的な指導者養成を図ります。

エ 学校運動部活動指導者の適正配置

学校運動部活動の活性化を図るため、優秀な指導者の適正配置や外部指導者制度の拡充等に努めます。

(3) 選手の確保と育成強化

優秀選手の確保

ジュニア期における選手の発掘・育成に主眼を置きながら、競技団体との連携をもとに国民体育大会ふるさと選手制度等を有効に活用し、本県選手として活躍できる環境を整え成年優秀選手の確保に努めます。

また、県体育協会と連携しながら県外出身の優秀選手の確保にも努めます。



< 国民体育大会 >

選手の育成強化

ア 選手(チーム)の指定強化

国民体育大会をはじめとする全国大会や中国大会等で優秀な成績を収めるため、重点的強化競技を中心に入賞可能な選手(チーム)を指定し、県内外での強化事業が計画的・効率的に図れるよう支援します。

また、選手層の薄い本県の現状から、少年強化については複数年で指定し強化事業を実施します。

イ 一貫性のある中・長期的な選手の育成強化

各競技団体は、中・長期的な観点に立った競技力向上方策を検討し、ジュニアからトップレベルまで一貫した指導理念のもとに系統的に育成・強化システムの確立に努めます。

ウ ジュニアクラブの育成

特に競技人口が少ない競技については、競技団体と連携を図りながら、ジュニア期からその競技の楽しさに触れさせるなど継続してその競技が続けられるよう、小・中学生を対象とするジュニアクラブの育成を支援します。

また、ジュニアクラブの育成支援と併せ、競技の特性や地理的・施設の条件等を加味しながら、地域や学校が一体となって選手育成に取り組めるスポーツ拠点づくりに努めます。

エ 中学生優秀選手の育成

県中体連・競技団体との連携をもとに、各中学校での運動部活動の枠を越えて、優秀選抜選手による合同練習を行うなど、一貫指導による県内中学生の競技水準の向上を図れるよう支援します。

オ 高等学校強化拠点校の指定

高等学校における運動部活動の強化拠点校を指定し、県高体連・各高等学校と連携しながら、高等学校運動部活動の活性化を支援します。

カ 企業スポーツクラブ・社会人クラブへの支援

企業スポーツクラブが取り組む選手強化を支援し、特色ある企業スポーツの育成強化に努めます。

また、近年の企業スポーツの撤退という状況に鑑み、競技力向上を目指して、積極的に全日本選手権等の全国大会に参加している社会人クラブを支援します。

キ 県外優秀チームの招へい

県外の優秀チーム（大学・企業・高校・クラブチーム等）を招へいし、合同練習・合宿などを行うことにより、選手強化（指導者資質向上を含む）を図れるよう支援します。

ク スポーツ教室への指導者派遣

県立体育施設やスポーツ振興課のスポーツ指導員等を市町村や競技団体等が主催するスポーツ教室に講師として派遣し、ジュニア層の体力づくりや基本的な技術の習得に役立てます。

ケ 中核となる体育施設におけるトレーニングセンター的側面の導入

ジュニア層の優秀な人材（選手）を発掘して、一貫指導により個性の伸張と能力の開発を行う体制をつくるため、中核となる体育施設を拠点とする選手強化のためのトレーニングセンター方式の積極的導入を検討します。

（４）スポーツ医・科学（ １１ ）の積極的導入及びその活用

医・科学サポート体制の充実

選手が積極的に医・科学トレーニングを取り入れることが出来るような環境を整備します。

トレーニングプログラムの開発
競技団体指導者や民間ジムのトレーナー等の協力を得て、スポーツ科学に裏付けられた確かなトレーニングプログラムの開発に努めます。

メディカルチェック体制の確立
スポーツドクターの協力を得て、全国大会に出場する選手のメディカルチェック並びに医事相談の体制を整えます。

スポーツ科学研修の開催
トレーナー養成講習会等の研修会を開催し、スポーツ科学の成果を競技力向上に生かします。



< 公認トレーナー養成講習会 >

(5) スポーツ国際交流の推進

環日本海交流をすすめる本県の特徴を活かし、環日本海沿岸諸国をはじめ、近隣諸国とのスポーツ交流を積極的に推進し、スポーツを通じて国際親善に努めるとともに、本県の競技力の向上に役立てます。

指導者の交流

スポーツ国際交流員の招致や沿岸諸国の優れた指導者との交流を推進し、指導者の指導力向上と競技力向上を図ります。

競技団体・選手の交流

環日本海沿岸諸国をはじめ、本県と友好関係にある海外諸地域と選手団の相互派遣を行い、競技団体相互、選手相互の友好親善と競技力向上に努めます。

県体育協会と韓国江原道体育会は、交流姉妹提携を締結済（平成13年11月）

(6) 競技力向上に係る諸条件の整備充実

競技力向上のための環境整備

各競技団体が取り組む強化事業に対して、各種体育施設やトレーニング施設が有効活用できるよう支援するとともに、選手強化に必要な器具用具を整備し、国民体育大会・全国大会等で活躍できる選手への練習環境整備の充実に努めます。

情報の収集と提供

選手や指導者のニーズにあった情報の収集と提供に努めます。

スポーツ傷害保険への加入促進と支援

選手のスポーツ傷害保険への加入を促進させるとともに、強化指定選手が安心して強化事業に取り組めるよう支援します。

選手・指導者の強化事業への参加体制の確立

選手・指導者が競技団体の計画する強化事業に参加しやすいよう、関係団体や学校に協力体制を働きかけます。

(7) 競技スポーツに対する県民意識の高揚

本県選手の国際大会及び全国大会等での活躍や競技力向上に取り組む日々の活動等について、メディア、県広報誌、県ホームページ等を通して幅広く広報するとともに、活躍した選手・指導者の顕彰を充実させ、競技スポーツに対する県民意識の高揚に努めます。

用語解説

1 新体力テスト (P3)

国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料とするために文部科学省が実施している体力・運動能力調査。平成11年に国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、昭和39年から行われてきた調査を現状にあったものに全面改定した「新体力テスト」を導入した。

2 新学習指導要領 (P4, P6)

学習指導要領とは、学校の教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示したもので、文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。

小学校、中学校の新学習指導要領は、平成20年3月28日に告示され、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施される。

3 生活習慣チェックシート (P8)

今の自分の生活習慣を見つめ直し、改善ポイントを見つめるためのチェックシート(例:文部科学省「子どもの体力向上」ホームページ参照(<http://www.recreation.or.jp/kodomo/index.html>))

4 総合型地域スポーツクラブ (P10)

地域を拠点として、地域の子どもから高齢者まで様々な人々が、それぞれの好みに応じて気軽に参加できるよう地域住民により自主的・主体的に運営され、スポーツと文化の両面を兼ね備えたクラブ。

5 広域スポーツセンター (P11)

広域スポーツセンターは、総合型地域スポーツクラブの創設や運営などの支援を行う機関。本県では、平成16年度に設立済み。

6 クラブマネージャー (P11)

総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、人・モノ・金・情報・ノウハウなど経営に必要な資源をやりくりしてクラブの維持や発展を促す人。

7 スポーツリーダーバンク (P11)

県民のスポーツ活動の普及振興を図るため、適切なスポーツ指導者を派遣できるように、そのスポーツ指導者を登録する制度。

8 ニュースポーツ (P11)

競技性よりも、誰もが参加し、楽しむことが出来るスポーツ。

9 軽スポーツ (P11)

運動量、ルール、精神的疲労度などが、他のスポーツに比べて軽度で、参加者に合わせた柔軟な対応やルールの改良、道具の工夫ができるスポーツ。

10 メタボリックシンドローム (P16)

運動不足による内臓脂肪蓄積が血糖や血圧を上昇させ、脂質代謝異常を引き起こし、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい複合病態。

11 スポーツ医・科学 (P21)

スポーツ活動を生理学的、生態力学的、心理学的、栄養学的、病理学的な面からとらえ研究する学問分野。

これらの知識や研究成果をスポーツの現場に応用し、スポーツ活動の機能的能力の増進のほか、スポーツ障害等の予防や生活改善などに役立てている。



鳥取県スポーツ振興計画